

令和元年度水力発電施設に係る自主検査の結果について

令和元年8月26日
北海道企業局

北海道企業局では、水力発電施設に係る法令遵守と安全管理の徹底を図ることを目的に「道営発電施設自主検査要領」を定め、平成19年度から自主検査を実施しております。

この度、令和元年度の検査を実施しましたのでお知らせします。

○自主検査結果

1 検査場所、検査日等

①本局発電課

- ・検査日 令和元年7月17日
- ・検査員 発電課主査（土木職）
発電課主査（電気職）
- ・検査範囲 平成30年4月から平成31年3月の間に実施した点検及び報告に関する書類を検査。

②鷹泊発電管理事務所

- ・検査日 令和元年7月11日～12日
- ・検査員 夕張川発電管理事務所所長（電気職）
発電課主査（土木職）
- ・検査範囲 鷹泊、岩尾内及びポンテシオ発電所並びに鷹泊及びポンテシオダムで、平成30年4月から平成31年3月の間に実施した工事、点検及び報告に関する書類を検査。

③夕張川発電管理事務所

- ・検査日 令和元年7月22日
- ・検査員 発電課主幹（土木職）
発電課主査（電気職）
発電課主査（土木職）
- ・検査範囲 シューパロ、清水沢、滝下、滝の上及び川端発電所並びに清水沢ダム、沼の沢及び滝の上取水堰で、平成30年4月から平成31年3月の間に実施した工事、点検及び報告に関する書類を検査。

2 検査結果

報告関係書類や提出書類のチェック体制など、前回の検査報告を踏まえて検査を実施した結果、河川法等の手続きについては適切に実施され、良好に管理されています。